

ZTV CARD 会員特約('11.10.1 改定)

お持ちのカードが ZTV CARD の場合は、次の特約が適用となります。会員規約とあわせてお読みください。

第 1 条(カードの名称)

本カードは、株式会社 ZTV(以下「ZTV」といいます)と株式会社百五ディーシーカード(以下「百五 DC」といいます)および三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます)の三社が提携し、百五 DC と三菱 UFJ ニコス(以下「両社」といいます)が発行するもので、カードの名称は「ZTV CARD(以下「本カード」といいます)」と称します。

第 2 条(入会方法)

- 1.入会申込者は、本特約、両社が定める会員規約(以下「DC 個人会員規約」といいます)およびこれらに付帯する各種規定を承認のうえ、ZTV および両社に入会を申込みものとします。
- 2.本カードには、希望によりロードサービスを付帯することができます。ロードサービスが付帯された本カード(以下「本カード(ロードサービス付)」)といいますが、発行を希望する場合には、「ZTV CARD(ロードサービス付)附則」を承認のうえ、本カードの入会申込書所定欄に記入するものとします。
- 3.両社所定の審査のうえ、入会を認められた方(「本人会員」と本人会員の家族である「家族会員」があり、以下あわせて「会員」といいます)は、両社から本カードを貸与され、本特約に基づく資格(以下「ZTV CARD 会員資格」といいます)と DC 個人会員規約に基づく資格(以下「DC 会員資格」といいます)を取得するものとします。

第 3 条(年会費)

- 1.本カードの会員は、DC 個人会員規約第 5 条に関わらず、年会費を免除されるものとします。
- 2.本カード(ロードサービス付)の会員は、百五 DC が定めた条件に満たない場合、百五 DC は会員に通知の上、所定のデータ維持料をいただきます。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、両社が提供する特典およびサービスを受ける場合、両社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、ZTV が提供する特典およびサービスを受ける場合、ZTV 所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 5 条(会員資格の喪失)

- 1.ZTV は、会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、何らかの通知、催告を要することなく、ZTV CARD 会員資格を喪失させることができるものとします。
 - (1)入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2)本特約または DC 個人会員規約およびこれに付帯する各種規定に違反した場合
 - (3)本カードの利用にあたり、不正な行為があった場合
 - (4)その他 ZTV が会員として不適格と判断した場合

- 2.前項により会員がZTV CARD会員資格を喪失した場合、両社は当該会員のDC会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.会員がDC会員資格を喪失した場合、ZTV CARD会員資格も当然に喪失するものとします。なお、会員がZTV CARD会員資格を喪失した場合、ZTVまたは両社は、本特約第4条に基づく特典およびサービスを利用する権利を取り消すことができるものとします。
- 4.本人会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
- 5.ZTVまたは両社が、本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを直ちに百五DCへ返還するものとします。

第6条(会員の個人情報の収集・保有・利用および開示・訂正・削除)

- 1.ZTVは、入会申込者、会員および退会者(以下併せて「会員等」といいます)の個人に関する情報(以下「個人情報」といい、本条(1)に定めるものをいいます)を、必要な保護措置を講じたうえで、(2)に定める目的のために利用します。
 - (1)会員等の個人情報の内容
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第8条において会員が届け出た事項
 - ②入会審査の結果およびDC会員資格喪失の事実(理由を除く)
 - ③DC会員番号と有効期限
 - ④本カードの利用代金等の利用状況
 - (2)利用目的
 - ①本カードの付帯サービスを提供するため
 - ②ZTVが提供する商品・サービス等の支払方法の確認を行うため
 - ③登録内容および本カードの会員資格を維持管理するため
 - ④ZTVが商品・サービス・各種特典・キャンペーン等の企画、開発に活用するため
 - ⑤ZTVから、商品・サービス、キャンペーン等に関する情報のご案内を行うため
- 2.ZTVは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。ただし、前記(2)の利用目的⑤に同意しない場合でも、これを理由にZTVが入会をお断りすることや退会手続をとることはありません。
- 3.前記(2)の利用目的⑤の目的の範囲内で会員等から個人情報の利用について中止の申し出があった場合、ZTVはそれ以降のZTVでの利用を中止する措置をとります。(利用中止の申し出は下記に定めるZTVの窓口にご連絡ください。)
- 4.会員等は、ZTVに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ZTVはすみやかに訂正または削除に応じます。(開示・訂正・削除に関しては、下記に定めるZTVの窓口にご連絡ください。)

第7条(業務委託先への委託に関する同意)

- 1.会員は ZTV が前条 1 の(2)に掲げる利用目的を実施するため、ZTV の業務を ZTV が指定した第三者に業務委託することに同意します。
- 2.前項の業務委託に関して、ZTV は、前条 1 の(1)により収集した会員等の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で当該業務委託先に提供し、当該業務委託先が利用するものとします。

第8条(届出事項の相互利用)

会員が、ZTV または両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、ZTV または両社の一方に対して変更の届出があった場合には、当該情報について ZTV および両社が相互に提供し、本カード会員資格を維持管理するため、利用することに、会員は同意します。

第9条(利用内容等の提供・利用)

会員は、ZTV が第6条 1 の(2)に掲げる利用目的を実施するため、第6条 1 の(1)②③④を、両社から提供を受けて利用することに同意します。

第10条(本特約の改定など)

- 1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員は、その改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については DC 個人会員規約が適用されるものとします。

ZTV CARD(ロードサービス付)(附則)

第1条(ロードサービスの利用)

会員は、百五 DC が定める「ZTV CARD(ロードサービス付)サービス利用規定」に従い、百五 DC が提携する株式会社安心ダイヤル(以下「運営者」といいます)のロードサービスの提供を受けることができます。ロードサービスとは、会員の車両事故もしくは故障時に提供されるロードアシスタンスサービスおよびこれに付随したアフターフォローをいいます。

第2条(会員情報提供の同意)

- 1.会員は、本附則第1条に規定するサービスの提供を受けることに必要な会員情報を、百五 DC が運営者に提供することに同意するものとします。
- 2.百五 DC が運営者に提供する会員情報は、以下の通りです。
 - ①入会申込書や入会後の届出等に記載の氏名、自宅住所、自宅住所郵便番号、自宅電話番号、会員番号、カード有効期限
 - ②会員の入退会の事実
- 3.運営者が 2.①②の会員情報を利用する目的は、以下の通りです。

①会員に対するロードサービスの提供

②会員に対するロードサービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

4.運営者は、保有する会員情報をロードサービスの実施に必要最低限の範囲で、運営者提携のロードサービス実施者(以下「実施者」といいます)に提供し、実施者に利用させることができるものとします。

5.運営者および実施者は保有する会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに上記3.①②以外の目的に利用しないものとします。

6.会員は、運営者が利用している会員情報のお問合せや開示、訂正、削除を、下記窓口に出すことができます。

株式会社安心ダイヤル DCドライバーズカードデスク

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町10番21号 リ・クリエ所沢B館 TEL:03-3206-1389

【お問合せ・ご相談窓口】

本特約に関するお問合せ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除や利用・提供等に関しては、下記にご連絡ください。

株式会社百五ディーシーカードお客様相談室 〒514-0004 津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル5階

TEL:059-227-3151(代表)

株式会社ZTV お客様センター 〒514-8557 津市あのみつ台4丁目7番地1 TEL:0120-222-505

クレジットカード支払い規約

1.クレジットカード支払いとは、株式会社ZTV(以下「ZTV」という)のご契約者が、「ZTV 加入契約約款」に基づく加入契約料、引込工事費および利用料金等(以下「利用料金等」という)を、ZTV 所定の方法で、指定するクレジットカードをご登録いただくことにより、クレジットカードの発行会社(以下「クレジットカード会社」という)の規約に基づいてお支払いいただくことをいいます。

2.ZTV にクレジットカード支払いの変更または解約のお申し出をされない限り、ご指定いただいたクレジットカードにより、継続的に利用料金等をお支払いいただきます。

3.ご指定いただいたクレジットカードの会員番号、有効期限等に変更があった場合は、速やかにZTVにお申し出いただきます。

4.クレジットカード会社により、会員番号、有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより利用料金等をお支払いいただきます。

5.クレジットカード会社の締切日とZTV の利用料金等の請求処理日との関係等により、クレジットカード会社から2ヵ月分の利用料金等がまとめて請求される場合があります。

6.クレジットカード会社の規約により、ZTV の利用料金等について、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合、ZTV から直接請求させていただく場合があります。

7.クレジットカード会社の規約により会員資格を喪失された場合等は、クレジットカードによるお支払いが解除され、ZTV から直接請求させていただきます。

8.クレジットカード会社の規約により会員資格を喪失された場合等は、ZTV 利用契約を解約する場合があります。

【ZTVのご契約者とクレジットカード会員の方が異なる場合】

1.クレジットカード会員は、ZTVのご契約者から「ZTV 加入契約約款」に基づく「利用料金等」の支払いを委任され、クレジットカード会員はこれを承認していただきます。

2.ZTVからの各種通知や連絡については、全てZTVのご契約者に行います。また、クレジットカード会員はこれに同意していただきます。

クレジットカード会社からの各種通知や連絡については、全てクレジットカード会員に行います。また、ZTVのご契約者はこれに同意していただきます。